

# 逢瀬川増水時の咲田橋通行止めについて

令和2年6月12日

福島県県中建設事務所

逢瀬川では、旧国道4号逢瀬橋から桜木公園付近までの全体計画L=1270mの区間について、河川の断面積を広げ浸水被害を軽減するための河川改修工事を実施しております。

今年度は、旧国道4号逢瀬橋から咲田橋までの区間と、咲田橋上流から幕ノ内橋の上流までの区間について、築堤及び護岸工事を実施します。

咲田橋については、河川改修工事に伴い架替工事を今後進める予定ですが、**大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は**、緊急的に市道麓山一丁目久保田線の一部区間を通行止めし、咲田橋兩岸付近に大型土のうを設置します。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【交通規制路線】 市道麓山一丁目久保田線(咲田橋)

【規制内容】 大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は、緊急的に咲田橋を通行止めとします。また、咲田橋の通行止めに伴いうねめ通りとの交差点から荒井郡山線との交差点までの区間を通行規制します。



## 【問い合わせ先】

河川管理者：県中建設事務所事業部河川砂防課

電話 024-935-1438 (直通)

## 【関連部署】

道路管理者：郡山市建設交通部道路維持課

電話 024-924-2301 (直通)